コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人NEXTEP(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真 摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

- **第3条** この法人のコンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定は、理事会が行う。
- 2 理事会の直属機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
- 3 コンプライアンス委員会は、協議・決議内容、進捗状況を理事会に報告する。
- 4 コンプライアンス委員は、理事会にて選任し、委員長を理事長とする。
- 5 コンプライアンス委員会は、原則として年1回、9月に実施する。
- 6 コンプライアンス委員会の事務局は、法人事務局が担当し、事務局長を総務 部長とする。

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、理事長を委員長とし、事務局長、理事、外部有識者を 委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、次の事項を行う。
 - (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の起案
 - (2) コンプライアンス施策の立案
 - (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
 - (4) コンプライアンスに関する事項の指導・助言
 - (5) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - (6) 第 3 号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第 5 号の処分及び再発防止 策の公表

(報告・連絡・相談ルート)

- 第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、その所属長もしくは内部通報窓口に相談・通報する。
- 2 相談・通報を受けたものは、その内容についてコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第6条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年9月17日から施行する。(令和2年9月16日理事会議決) この規程は、令和5年3月16日から施行する。(令和5年3月15日理事会議決)